

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）
（情報システム戦略課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（デジタル庁・総務省令。以下「主務省令」という。）の一部改正に伴い、個人番号による情報連携ができる事務が拡大されたため、条例において内容が重複する部分を削除するもの

二 内容

主務省令に新たに定められた規定と重複する事務の削除

三 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日